

# FPキャプテン

## 2024年版の更新箇所などの説明 税制改正適用

ウェブ・ステージ



1級ファイナンシャル・プランニング技能士

岩崎 康之



日本FP協会会員

URL: <http://webstage21.com/cf/>

E-mail: [webstage@ny.airnet.ne.jp](mailto:webstage@ny.airnet.ne.jp)

TEL : 045-624-9603

事前の許可なくして、当資料の無断使用、無断複写、無断配布などは、固くお断りいたします。

# 2024年版の更新箇所などの説明

## 税制改正

1. 相続時精算課税制度の見直し⇒次ページ以降に説明
2. 暦年贈与による相続前贈与の加算期間を7年に延長
3. 教育資金、結婚・子育て資金の非課税措置の見直し

## 統計値更新

1. 健康保険、厚生年金、最低賃金修正、2023年6月の情報反映
2. 一般労働者と公務員の給与適用、2023年6月の情報反映
3. 家計調査結果の反映、2023年6月の情報反映
4. 教育費の2023年6月の調査と反映  
(幼児教育・高等教育無償化を統計値の中に反映)  
(教育費に年収による平均値を適用)

## 新機能

1. パワーカップルのペアローン時の住宅ローン減税に対応
2. 女性が本人の場合の遺族年金に対応

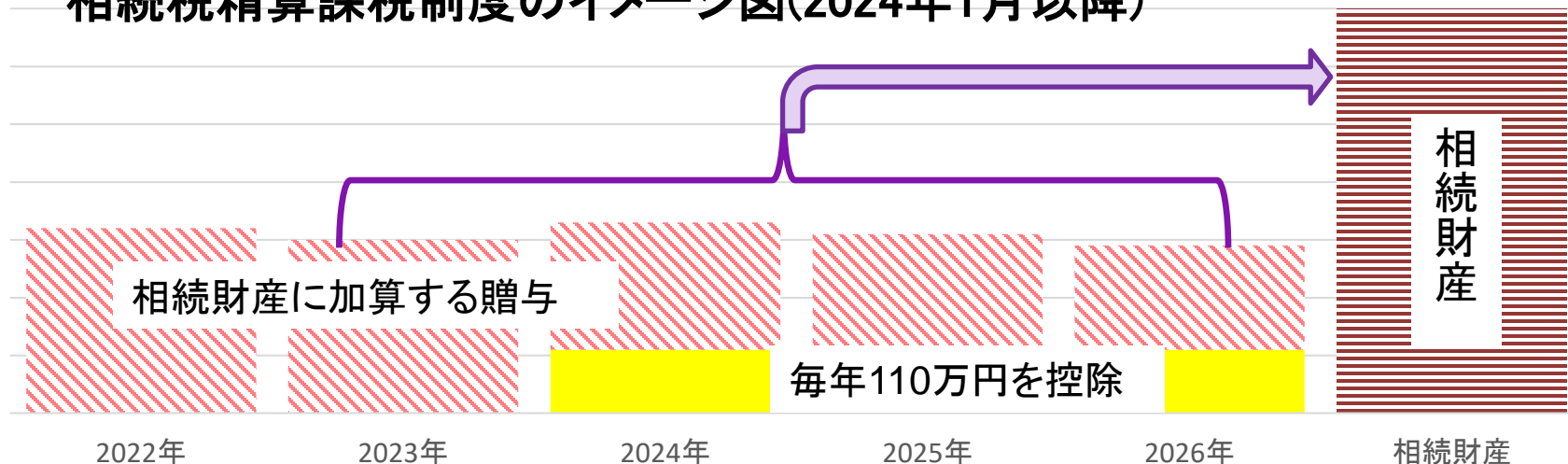
FPキャプテン2024年版に適用

事前の許可なくして、当資料の無断使用、無断複写、無断配布などは、固くお断りいたします。

# 税制改正： 相続時精算課税制度の見直し(概要)

- ① 相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、現行の基礎控除とは**別途**、課税価格から基礎控除**110万円**を控除できる
- ② 相続時精算課税で受贈した土地・建物が災害により一定以上の被害を受けた場合、相続時にその課税価格を再計算する見直しを行う。

相続税精算課税制度のイメージ図(2024年1月以降)



FPキャプテン2024年版に適用

# 税制改正： 相続時精算課税制度の見直し(詳細)

## ● 基礎控除額(110万円/年)の追加

- ✓ 2024年1月1日以後の贈与財産に適用する。
- ✓ 贈与を受けた財産価格の合計額から2500万円の特別控除額とは別に、毎年110万円を基礎控除として控除できる。
- ✓ 相続税精算課税制度の選択後においても、毎年110万円以下の贈与は暦年贈与制度となり贈与税申告が不要になる。

## ● 相続時精算課税制度を使用する注意点 「再確認の為、列記」 (下記の「1.」以外は今まで同様)

1. 110万円を超える金額の贈与は税務署への申告義務がある。
2. 相続時精算課税制度を利用して土地を贈与した場合、小規模宅地等の特例を適用できなくなる。また、この土地は物納が出来ない。
3. 「居住用の3000万円特別控除」も適用外になる。
4. 相続時精算課税制度を使用して不動産を贈与すると、登録免許税や不動産所得税などの負担が増える。
5. 相続時に贈与時の価格を使用して計算する
6. 贈与する人は60歳以上(1月1日)の両親又は祖父母であり、贈与を受ける人は18歳以上の子又は孫である。

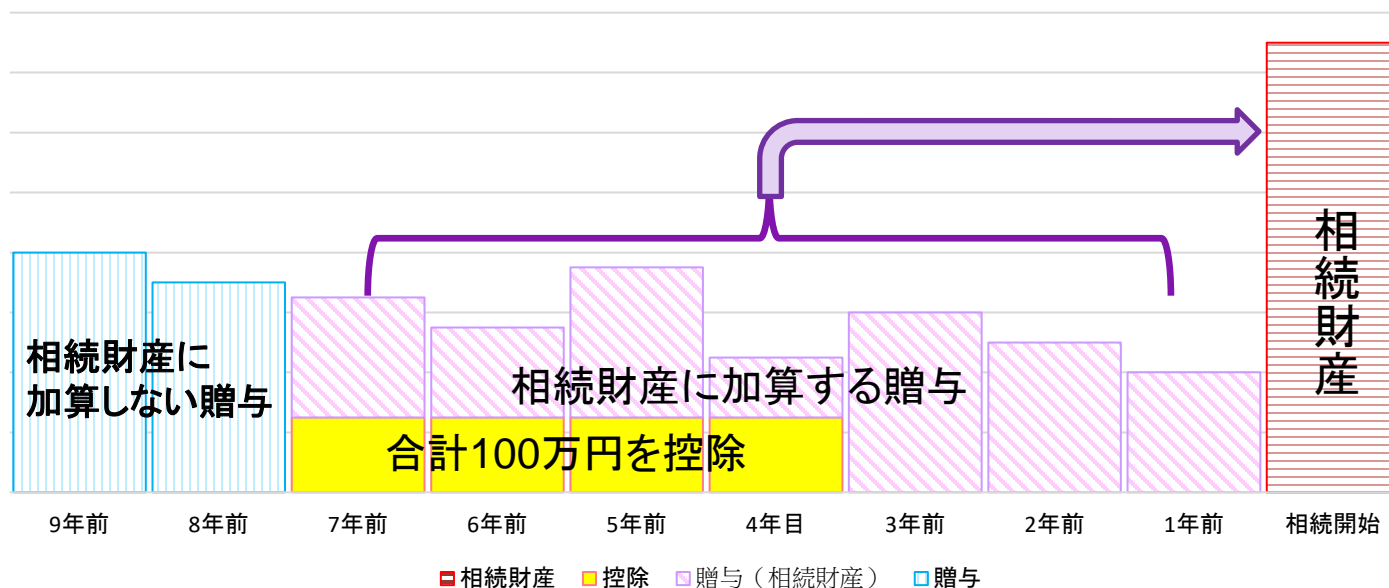
FPキャプテン2024年版に適用

事前の許可なくして、当資料の無断使用、無断複写、無断配布などは、固くお断りいたします。

# 暦年贈与による相続前贈与の加算期間を7年に延長

- 生前贈与加算期間を7年に延長（現行：3年以内）
  - ✓ 2024年1月から生前贈与の相続税への加算期間が3年から7年に延長。この延長された4年～7年に贈与した財産合計から100万円控除可能。
  - ✓ 贈与財産には基礎控除額110万円以下の贈与財産も含める。
  - ✓ 2024年1月1日以後の贈与財産に適用する。18歳以上から適用

生前贈与加算のイメージ図(2024年1月以降)



FPキャプテン2024年版に適用

事前の許可なくして、当資料の無断使用、無断複写、無断配布などは、固くお断りいたします。

# 教育資金の一括贈与の非課税措置の延長と見直し

## ● 適用期間を3年延長

- ✓ 適用期限を2026年3月31日まで3年延長する
- ✓ 贈与者が教育資金管理契約終了の前までに死亡した場合、その贈与者の相続税の課税価格の合計額が5億円を超える場合は、残額を相続により取得したものとする。受贈者の年齢には関係しない。
- ✓ 受贈者が30歳になった時の残額には贈与税(一般税率)が適用される。
- ✓ 適用時期:2023年(令和5年)4月1日以降に適用する。

# 結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置の延長と見直し

## ● 適用期間を2年延長

- ✓ 適用期限を2025年3月31日まで2年延長する
- ✓ 受贈者が50歳になった時の残額には贈与税(一般税率)が適用される。
- ✓ 適用時期:2023年(令和5年)4月1日以降に適用する。

FPキャプテン2024年版に適用

事前の許可なくして、当資料の無断使用、無断複写、無断配布などは、固くお断りいたします。